

附 錄

三八

第五十九議會を通過せる主たる労働立法

労働者災害扶助に関する諸法
法律第五十四號(昭和六年四月一日公布)

労働者災害扶助法

第二條 本法ハ左ノ各號ノニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス
一、土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火薬類ヲ用ヒ若
ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ當時十人以上ノ労働者ヲ
使用スルモノ
二、土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊
ノ工事ニシテ左ノニ該當スルモノ
(イ)國道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ
直營工事
(ロ)鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯
ノ事業ヲ營ム者ガ其ノ事業ニ爲ニスル直營工事
(ハ)其ノ他ノ工事ニシテ勅令定ムル規範ノモノ
三、鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自
動車ノ運輸事業

四、船舶ヨリ者ハ船舶ノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、沈正場
停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、礦山若
ハ土石砂礫ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ
動力ニ依ル起機、降昇機共ノ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又
ハ當時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ
五、前各號掲タルモノノ外危險ナル事業又ハ衛生上有害ノ
處アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ主務大臣ハ前項
ノ規定ニ該當セザル土石砂礫ヲ採取スル事業及岸壁、波止
場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ限
リ本法ヲ適用スルコトヲ得
第三條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者が業務上負傷シ
疾病ニ罹り又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ
本人ノ死亡當時ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助ス
ベシ
第三條 前條ノ事業主ハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂
フ但シ第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ全部又ハ一部が數次

ノ請負ニ依リ爲サルル場合ニ於テハ元請負人ヲ並ノ請負ヒダ
ル工事ニ付事業主トス
前項但書ノ場合ニ於テ元請負人が書面ニ依ル契約ヲ以テ下請
負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシタルトキハ其ノ下請負人も亦其
ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハ二人以上
ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受ケシム
ルコトヲ得ズ
前項ノ場合ニ於テ元請負人が扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ扶
助ヲ引受ケタル下請負人ニ對シ先づ罷告スベキ旨ヲ請求スル
コトヲ得但シ其ノ下請負人が破産ノ宣告ヲ受ク又ハ其ノ行方
ガ知レザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第四條 第一條第一號又ハ第四號ノ事業が専ラ同一ノ注
文若ノ文ニ依リ爲サルモノナルトキハ其ノ注文者モ亦其
ノ事業ニ付事業主トス
前條第三項ノ規定ハ前項ノ注文者ガ扶助ノ請求ヲ受ケタル場
合ニ之ヲ準用ス

第五條 行政官廳ハ命令定ムル所ニ依リ事業ノ行ハル場所
ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ事業主又
ハ労働者ニ命ぜルコトヲ得
第六條 行政官廳ハ必要アリタルトキハ當該管轄吏又ハ吏員
ヲシテ事業ノ行ハル場所ニ監視セシムルコトヲ得
第七條 事業主扶助ヲ爲すべき場合ニ於テ其ノ資力アルニ拘ラ
ず

三九